

「ものみの塔」という「『詭弁』論法 実例 大全集」

詭弁（きべん）とは、主に説得を目的として、命題の証明の際に、実際には誤りである論理展開が用いられている推論。

ウィキペディアの「詭弁」の項目には、詭弁の様々な種類と例文が示されています。詳しくは、サイトをご覧くださいになると判りますが、簡単にここにメモしておきます。

http://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A9%AD%E5%BC%81#.E6.97.A9.E3.81.BE.E3.81.A3.E3.81.9F.E4.B8.80.E8.88.AC.E5.8C.96.EF.BC.88hasty__generalization.EF.BC.89

これを一つづつ見てゆくと、ものみの塔出版物は正に、『「詭弁」論法実例大全集』と題されるに足る見事なまでの集大成だと言うことを、誰でも納得されると思います。

中でも特に、7 早まった一般化、10 論点のすりかえ、11 ストローマン、13.2 循環論証、17 権威論証、19 脅迫論証 などの詭弁は、毎回のように至る所に見られます。

皆さんも、ものみの塔出版物をお読みになる機会がありましたら、この中のどれが使われているかを意識しながら読むと、適切な分析ができると思います。

その論法の不思議さに、驚くよりというより、大いに笑えます。

1 前件否定の虚偽 (denying the antecedent)

- A 「自分がされて嫌なことは、人にもするな (黄金律)」
- B 「なら自分がされて嫌でなければ、人にしても良いつて事になるな」

2 後件肯定の虚偽 (affirming the consequent)

- A 「対象についてよく知らないとは人は恐怖を感じる。つまり、怖がりな奴は無知なんだよ」

3 誤った二分法 (false dilemma)

- A 「君は僕の事を『嫌いではない』と言ったじゃないか。それなら、好きって事だろう」
- B 「このまま借金取りに悩まされる人生を送るか、自殺するか、二つに一つだ」

4 未知論証 (ad ignorantiam)

- A 「B氏は地底人がいないと断言している。しかし、そんな証拠はないので地底人はいることになる」
- A 「B氏はC氏をこの事件の犯人だと推理しているようだが、そんな証拠はない。C氏はきっと犯人ではない」

5 媒概念不周延の虚偽 (fallacy of the undistributed middle)

- A 「頭の良い人間は皆、読書家だ。そして私もまた、よく本を読む。だから私は頭が良いんだよ」

6 媒概念曖昧の虚偽 (fallacy of the ambiguous middle)

A「塩は水に溶ける。あなた方は地の塩である。ゆえにあなた方は水に溶ける」[1]

B「非戦闘地域は、戦闘がおきていない。自衛隊の行く場所は、非戦闘地域だ。だから自衛隊の行く場所は、戦闘がおきていない。」

7 早まった一般化 (hasty generalization)

A「私が今まで付き合った4人の男は、皆私に暴力を振るった。男というものは暴力を好む生き物なのだ」

8 合成の誤謬 (fallacy of composition)

A「Bさんの腕時計はロレックスで、財布とサングラスはグッチだった。きっと彼はお金持ちに違いない」

9 分割の誤謬 (fallacy of division)

A「Bさんはお金持ちだ。だから身に付けている装飾品も、自己所有の自動車も、住んでいる家も、全て高価なものに違いない」

10 論点のすりかえ (Ignoratio elenchi)

A「スピード違反の罰金を払えというが、世間を見ても。犯罪であふれ返っている。君たち警察官は私のような善良な納税者を悩ませるのではなく、犯罪者を追いかけているべきだろう。」

B「トマス・ジェファースンは、奴隷制度は間違いであり廃止すべきだと主張した。しかしジェファースン自身が奴隷を所有したことから明らかのように、奴隷制そのものは間違いではなかった。」

11 ストローマン (Straw man)

A「私は子どもが道路で遊ぶのは危険だと思う。」

B「そうは思わない、子どもが外で遊ぶのは良いことだ。A氏は子どもを一日中家に閉じ込めておけというが、果たしてそれは正しい子育てなのだろうか。」

12 連続性の虚偽 (Continuum fallacy)

A「砂山から砂粒を一つ取り出しても、砂山のままである。さらにもう一粒取り出しても砂山である。したがって砂山からいくら砂粒を取り出しても砂山は砂山である。」

B「建築契約には高額な追加費用の発生のさいには事前に承認を求めよとあるが、10万円は高額ではない。」

13 論点回避 (Begging the question)

A「喫煙者はいつでも禁煙できます。彼に必要なのは禁煙する能力なのです。」

13.1 論点先取 (petitio principii)

A「Bさんは勤勉な人だから、仕事を怠けるはずがないよ。」

13.2 循環論証 (circular reasoning)

A「B君の言っている事は詭弁だ (屁理屈だ・揚げ足取りだ)。だから間違っている。」

13.3 充填された語 (loaded language)

A「私達は、罪なき善良な社会的弱者により一層の苦痛と不幸を強いるだけのB知事の残酷で無慈悲で恥知らずな政策に、知性と良識ある者なら当然そうするように反対の意を表明しました。しかしB氏は極めて嘆かわしく、そして愚かしい事に私達の訴えを退け、その幼稚な頭で考え付いたお粗末な政策を実行に移したのです。B氏のような人心を顧みず傲慢で冷酷で知能の著しく欠如した人物や、無思慮かつ無責任にもB氏を知事に選んだサル以下の知能しか持たない愚昧な市民の軽率な蛮行によって、この町はますます住みづらくなつたように思えます」

B「今般の軍事作戦により、我が国はかつての海外領土を回復した。なんと素晴らしい事ではないか！」

C「現状の国難を打開するには大人の成熟した判断が必要とされる」

14 自然主義の誤謬 (Naturalistic fallacy)

A「私達はこれまでずっとこの土地で協力し合つて暮らしてきた。だからこれからもそうすべきだ」

B「Aさんはホットケーキが好きだ。だからホットケーキを食べさせてあげるべきだ」

14.1 道徳主義の誤謬 (Moralistic fallacy)

A「人間は皆生まれながらに平等であるべきだ。だから能力が遺伝するという研究結果は間違っている。」

15 伝統に訴える論証 (Appeal to tradition)

A「ぜいたくはだめだよ。昔から節約は美德とされていたからね」

15.1 新しさに訴える論証 (Appeal to novelty)

A「そのやり方はもう古いよ。最新の方法を使うべきだ」

16 同情論証 (ad misericordiam)

A「そんなふうにするもんじゃない。B君がかわいそうだよ」

17 権威論証 (ad verecundiam)

A「人間は B を敬うべきだ。哲学者の C もそう言っているだろう」

18 多数論証 (ad populum)

A「B 君も早く C を買うべきだ。もう皆そうしている」

19 脅迫論証 (ad baculum)

A「黙って私に従えないなら、ここから出て行け」(※「裁判所法第七十一条(法廷の秩序維持)の規定に従い、法廷の秩序を乱す者は、ここから出て行け」)

B「国境線はここだと主張しているが、そんなことは許さ(れ)ない。国境線はあちらだ。」

20 対人論証 (ad hominem abusive)

A「私は生活必需品の消費税を廃止するべきだと思う」

B「A 氏はそんな事を主張しているが、彼は過去に傷害事件を起こしている。そんな者の意見を取り入れる事はできない」

21 状況対人論証 (circumstantial ad hominem)

A「そろそろ新しいデジタルカメラが欲しいって話を C 君としたら、D 社の新製品を勧められたよ」

B「C 君のお父さんは D 社に勤めているんだから、C 君がそう答えるのは当然さ。真に受けない方がいい」

22 連座の誤謬 (guilt by association)

A「科学者 B の学説に対し、C 教が公式に賛同を表明した。しかし C 教は胡乱なペテン集団だ。B 氏の学説もきっと信用には値しない」

22.1 隙間の神 (God of the gaps)

A「この現象は科学では説明できない。だから神の仕業としか考えられない」

23 多重尋問 (complex question)

A「(万引きをした事が明らか、ではない人に対し) もう万引きはやめたの？」

(「はい」と答えれば、過去に万引きをしたと認める事になり、「いいえ」と答えれば、現在も継続して万引きをしていると認めた事になってしまう)

B「政治は変わらなければならない。C 党首に全権力を集中させなければならない。このままでいいんですか？」

D「さあ、よくこの商品を見てくださいよ。もう誰もあなたが美しくなる事とめることは出来ない。誰ができるというんですか？」